

## 2022年2月定例会 総括質疑

2022年3月4日

松谷 清議員

### 3. 公平な放射線教育について

2018年7月文部科学省は、横浜市で起きた福島原発事故避難者への「いじめ」事件をきっかけに、福島県の放射能は「安全」との放射線副読本を作成し全国の小中高校に直接配布しました。ところが、2021年12月7日、先の副読本をもとに今年の6月に予定される福島原発「ALPS」処理水の海洋投棄海中トンネル着工を前に、汚染水の安全性を追加した放射線副読本を全国の各学校に配布しました。これに対して「公平な放射線教育を考える会@しずおか」市民グループは2月9日、「ALPS 汚染水」の安全性を追加した2021年版「放射線副読本」と「汚染水は薄めるから安全」という復興庁チラシ、資源エネルギー庁チラシの回収を求める要望書を提出しました。

#### (1) 小中学校における放射線教育と補助教材について

- 1) 2018年「放射線教育の実施状況調査」における副読本の利用状況はどのような結果であったか。また2021年に改定された放射線副読本の配布についてどのように対応をし、どのように取り扱っているのか。

#### <教育局長 答弁>

放射線副読本は、福島第一原子力発電所の事故を受け、子どもたちが発達段階に応じて放射線について学び、自ら考え、判断する力を育むため、文部科学省が放射線に関わる専門家や医療機関、教育関係者の協力のもと、2011年に作成しました。2018年に文部科学省により実施状況調査が行われ、本市抽出校22校のうち、12校が利用したと回答しています。

次に副読本の配布についてですが、2021年12月に、改訂版が文部科学省から各学校に直接配布されました。本市は、紙ではなくインターネット上で閲覧する形を選択したため、各学校へは、経済産業省・復興庁のチラシとともに保管用10部が紙で配布されました。現在、本市の子どもたちは、学習用端末を利用して見ることができるようになっています。

「放射線副読本」と「チラシ」は、補助教材の一つとして、学習指導要領に基づき、学校の実情や児童生徒の発達段階を踏まえ、校長の責任の下、必要に応じて授業等で適切に取り扱われています。

2)2022年6月ALPS汚染水の海洋投棄海中トンネル着工について、福島県内で反対・慎重意見が上がっていることや、静岡県漁連の「絶対反対」の姿勢を表明していることについて、どのように受け止めているか。

#### <教育局長 答弁>

この海洋投棄海中トンネルの工事の件につきましては、教育委員会としてお答えする立場にはありません。

放射線教育については、各学校で学習指導要領に基づき、校長の責任の下、必要に応じて授業等で適切に取り扱われるものと考えております。

3)2018年「放射線教育・副読本」は横浜市での福島県からの避難者への「放射能がうつる」など差別事件からでした。福島原発事故を受けて静岡市への避難を続けている児童生徒がいることをどのように捉え、教育上の配慮をされているのか。教育長に伺います。

#### <教育局長>

避難している児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために、様々な配慮をしながら教育活動を行っています。

例えば、防災学習及び道徳の授業を実施する場合は、事前に本人に学習内容や使用する資料の内容について確認するなど、本人の心情に寄り添った指導をしております。

4)お手元資料、復興庁・資源エネルギー庁からのチラシの内容についてどのように考えるか。  
2月24日NHK福島放送は「教育現場から戸惑いの声」として取り上げました。

#### <教育局長 答弁>

令和3年度改訂の「放射線副読本」とあわせて配布されたこのチラシは、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別、今なお根強く残る農業、漁業、観光業への風評影響が広がらないように、復興庁と経済産業省が作成し、福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴い生じるALPS処理水について記載されています。

チラシにつきましては、学習指導要領に基づき、校長の責任の下、学校の実情や児童生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じて授業等で適切に取り扱われるものと考えております。

5)NHK 福島は、1、福島県教育委員会の「このチラシを使うのがいいのかどうか慎重に判断したい」、2、ある中学校長は配布を取りやめ、3、福島大学後藤教授の「多様な意見がある中、公平な放射線教育が必要だ」を紹介しています。こうした状況を踏まえれば、教育委員会として各学校に文科省に返還するよう指示することや、「科学的中立な放射線学習資料」を作成することは考えないのか、伺います。

#### <教育局長 答弁>

「放射線副読本」と「チラシ」は、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、取り扱われるものと考えており、教育委員会として、各学校に文部科学省等への返還の指示は考えておりません。

また、放射線教育については、現在、各学校で学習指導要領に基づき、学校の実情や児童生徒の発達段階を踏まえながら、教科書等を用いて指導をしており、新たな「放射線学習資料」の作成は考えておりません。